

防府市犯罪被害者等支援条例施行規則実施要綱

令和5年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市犯罪被害者等支援条例（令和5年防府市条例第22号。以下「条例」という。）第16条の規定及び防府市犯罪被害者等支援条例施行規則（令和5年防府市規則第39号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(助成の種類等)

第2条 条例第16条及び規則第9条に規定する助成（以下「助成」という。）の種類、内容、対象者等は、別表に定めるとおりとする。

2 助成の申請は、1事件につき、それぞれ1回限り行うことができる。

(遺族及び家族の範囲)

第3条 助成の対象となる遺族は、被害者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する市民とする。

一 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二 被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 助成の対象となる家族は、当該犯罪行為の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する市民とする。

一 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二 被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(生活支援助成金の交付申請)

第4条 生活支援助成金の交付を受けようとする者は、生活支援助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に申請しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。

一 申請者の住民票の写し又は本市に居住していることを証する書類

二 同居者全員の直近の所得課税証明書

三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、当該犯罪行為の日から1年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。
(生活支援助成金の交付決定等)

第5条 市長は、前条の申請があった場合には、速やかに審査の上、生活支援助成金を交付し、又は、交付しない旨の決定を行わなければならない。

- 2 市長は前項の規定による決定を行ったときは、速やかに生活支援助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）によりその内容を、当該申請をした者に通知するものとする。

- 3 生活支援助成金を交付する旨の決定を受けた者（以下「生活支援助成金受給者」という。）は、1月を単位とし、生活支援助成金支払請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(生活支援助成金受給者の状況確認)

第6条 市は生活支援助成金受給者の心身の状態や生活及び家族の状況等について、訪問又は電話により概ね1月ごとに確認をするものとする。関係機関から状況を確認できた場合はこれに含める。

- 2 市は前項に定める状況確認をもって、1月を単位とし、生活支援助成金受給者から前条第3項に定める支払請求書の提出を受け、生活支援助成金の支払を行う。
- 3 2月以上生活支援助成金受給者の状況を確認できない場合、市は生活支援助成金の支給を停止することができる。

(生活支援助成金の交付決定の取消し又は変更)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、生活支援助成金交付決定の取消し又は変更をすることができる。

- 一 生活支援助成金受給者が生活保護又は公的機関から生活費の補填を目的とする給付を受けた場合
- 二 生活支援助成金受給者が市民でなくなった場合
- 三 生活支援助成金受給者が同一世帯以外の人との被扶養者となった場合
- 四 その他、交付決定に関する事項に変更が生じた場合

- 2 前項の場合において、交付決定を取消し又は変更したときは、当該生活支援助

成金受給者に生活支援助成金交付決定取消変更通知書（第4号様式）を送付するものとする。

（日常生活支援サービス費用助成の交付申請）

第8条 犯罪被害により日常生活を営むことが困難になり、別表に定める日常生活支援助成のためのサービス（以下、「日常生活支援サービス」という。）を利用し助成を受けようとする者は、助成費用交付申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に申請しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。

- 一 申請者の住民票の写し又は本市に居住していることを証する書類
 - 二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の利用申請は、当該犯罪行為の日から1年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（日常生活支援サービス費用の交付決定等）

第9条 市長は、前条第1項の申請があった場合には、速やかに審査の上、日常生活支援助成費用を交付し、又は、交付しない旨の決定を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、速やかに助成費用交付（不交付）決定通知書（第6号様式）によりその内容を、当該申請をした者に通知するものとする。

（日常生活支援サービス事業者の紹介）

第10条 市長は、前条の規定により日常生活支援サービス費用の交付決定を通知した場合は、決定通知を受けた者に対し市が協定を結ぶ日常生活支援サービス事業者（以下「協力事業者」という。）を紹介し、すみやかなサービス提供による支援につなげるものとする。

（日常生活支援サービス助成費用の請求）

第11条 前条第2項の規定により日常生活支援費用の交付を可とする旨の決定を受けた者で、事業者等によるサービスを受けた者が、その助成費用を請求しようとするときは、サービスの利用が終了し、当該事業者等に費用の支払を行った後に、1月を単位とし、助成費用交付請求書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、

これを市長に提出しなければならない。

- 一 日常生活支援サービス費用を支払ったことを証する領収書等
 - 二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項に規定する請求書を受理した場合は、別表に規定する上限額の範囲内で交付額を決定し、助成費用の交付を行うものとする。

(日常生活支援助成費用交付決定の取消し又は変更)

第12条 市長は、日常生活支援助成費用交付決定を受けていた者が、別表に定める上限に達するまでに市民でなくなった場合又は交付決定に関する事項に変更が生じた場合は、交付決定の取消し又は変更をすることができる。

- 2 前項の場合において、交付決定を取消し又は変更したときは、当該交付決定通知を受けた者に助成費用交付決定取消変更通知書（第8号様式）を送付するものとする。

(一時避難費用助成の申請)

第13条 一時避難費用の助成を受けようとする者は、宿泊施設の利用が終了し宿泊費用の支払を行った後に、助成費用交付申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、当該書類を省略することができる。

- 一 申請者の住民票の写し又は本市に居住していることを証する書類
 - 二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、当該犯罪行為の日から1年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(一時避難費用助成の交付決定等)

第14条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合には、速やかに審査の上、助成費用を交付し、又は、交付しない旨の決定を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により助成費用を交付し、又は、交付しない旨の決定を行ったときは、速やかに助成費用交付（不交付）決定通知書（第6号様式）によりその内容を、当該申請をした者に通知するものとする。

(一時避難助成費用の請求)

第15条 前条第2項の規定により助成費用の交付を可とする旨の決定を受けた者が、

その助成費用を請求しようとするときは、助成費用請求書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- 一 一時避難費用を支払ったことを証する領収書等
- 二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する請求書を受理した場合は、別表に規定する上限額の範囲内で交付額を決定し、助成費用の交付を行うものとする。

（助成費用の交付決定の取消し又は変更）

第16条 市長は、助成費用の交付決定に関する事項に変更が生じた場合は、助成費用交付決定の取消し又は変更をすることができる。

2 前項の場合において、交付決定を取消し又は変更したときは、当該交付決定者に助成費用交付決定取消変更通知書（第8号様式）を送付するものとする。

（助成金等の返還）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金等（生活支援助成金、日常生活支援助成費用、一時避難助成費用に相当するもの。以下同じ。）の交付を受けた者から当該助成金等を返還させるものとする。ただし、既にサービス利用の対価として市が委託事業者に支払いしたものを除く。

- 一 偽りその他不正の手段により助成金等の交付を受けたとき。
- 二 助成金等交付後において、条例第13条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、この要綱の施行の日以後に行われた犯罪行為による犯罪被害に係る支援及び助成について適用する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

生活支援助成金交付申請書

（宛先）防府市長

申請者 住 所 防府市
氏 名
被害者との関係（ ）
電話番号

防府市犯罪被害者等支援条例施行規則実施要綱第4条第1項の規定により、助成金の交付を受けたいので申請します。

なお、助成金交付事務等において必要な事項について、関係機関等へ照会することに同意します。

1 世帯の状況

- (1) 被害者氏名：
(2) 住 所： 防府市

	被害当時の状況			現在の状況	
	世帯員	続柄	扶養、課税の状況	続柄	備考
1			(<input type="checkbox"/> 被扶養者 <input type="checkbox"/> 非課税)		
2			(<input type="checkbox"/> 被扶養者 <input type="checkbox"/> 非課税)		
3			(<input type="checkbox"/> 被扶養者 <input type="checkbox"/> 非課税)		
4			(<input type="checkbox"/> 被扶養者 <input type="checkbox"/> 非課税)		
5			(<input type="checkbox"/> 被扶養者 <input type="checkbox"/> 非課税)		
6			(<input type="checkbox"/> 被扶養者 <input type="checkbox"/> 非課税)		
<特記事項>					

2 添付書類

- (1) 住民票の写し等
(2) 所得課税証明書
(3) その他（ ）

第 年 月 日 号

生活支援助成金交付（不交付）決定通知書

様

防府市長



年 月 日付けで申請のありました生活支援助成金について、下記のとおり決定しましたので、防府市犯罪被害者等支援条例施行規則実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

1 交付します

助成金の額 1月あたり 100,000円
(年 月分から 年 月分まで)

2 交付できません

(理由)

注1 この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第4条の規定により市長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この文書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に行政事件訴訟法の規定により防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

生活支援助成金支払請求書

（宛先）防府市長

請求者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付けで交付決定のあった生活支援助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円
年 月分（※第 回目 として）

2 支払方法

① 口座振替

振 込 先 金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・労働金庫 農協・漁協・信用組合					
	支店・支所・出張所					
口座番号・種別						1：普通 2：当座
口 座 名 義 カタカナで 記入願います						

② 現金払

第 年 月 日 号

生活支援助成金交付決定取消変更通知書

様

防府市長



年 月 日付け第 号で通知しました生活支援助成金の交付については、下記の理由により決定を（取消・変更）します。

記

1 理由

2 変更内容

注1 この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第4条の規定により市長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この文書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に行政事件訴訟法の規定により防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第8条、第13条関係）

助成費用交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住 所
氏 名
被害者との関係（ ）
電話番号

防府市犯罪被害者等支援条例施行規則実施要綱第__条第__項の規定により、下記助成又はサービスを利用し、助成費用の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 助成内容

- 日常生活支援助成（家事援助サービス）
- 日常生活支援助成（配食サービス）
- 一時避難費用助成

第 年 月 日 号

助成費用交付（不交付）決定通知書

様

防府市長



年 月 日付けで申請のありました日常生活支援助成費用交付申請について、下記のとおり決定しましたので、防府市犯罪被害者等支援条例施行規則実施要綱第__条第__項の規定により通知します。

記

- 1 下記助成又はサービスの利用に係る助成費用を交付します。
 - 家事援助サービス
 - 配食サービス
 - 一時避難費用助成
- 2 交付できません
理由

注1 この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第4条の規定により市長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この文書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に行政事件訴訟法の規定により防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

助成費用交付請求書

（宛先）防府市長

請求者 住 所
氏 名
電話番号

防府市犯罪被害者等支援条例施行規則実施要綱第__条第 項の規定により、
助成費用を請求します。

1 請求額

- 家事援助サービス費用助成 請求額 _____
- 配食サービス費用助成 請求額 _____
- 一時避難費用助成 請求額 _____

2 利用状況 （ 別途資料を添付）

助成の種別	利用日時	金額（円）	適 要

3 振込先

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・農協・漁協・信用組合						
	支店・支所・出張所						
口座番号・種別							1：普通 2：当座
口座名義	(カタカナで記入願います。)						

第 年 月 日 号

助成費用交付決定取消変更通知書

様

防府市長



年 月 日付け第 号で通知しました交付決定については、下記の理由により決定を（取消・変更）します。

記

1 理由

2 変更内容

注1 この処分について不服がある場合には、この文書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法第4条の規定により市長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この文書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に行政事件訴訟法の規定により防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別表（第2条、第8条、第11条、第12条、第15条関係）

助成の種類	助成の内容	対象者についての要件	助成の額等 (1事件につき)
生活支援助成	犯罪被害を受けたことにより生計維持者を失い生活費が減少した世帯の、生活費の補填を目的に生活支援助成金を交付する。	次のア、イいずれにもあてはまる遺族 ア 犯罪被害により死亡した被害者と、当該犯罪行為の時点において同居しており、被害者の収入によって生計を維持していた者 イ 申請者を含む同一世帯員全てについて、被害者の税法上の扶養親族であること又は住民税が非課税であることが所得課税証明書等により確認できること。	1か月あたり10万円を、60万円を上限に交付する。
日常生活支援助成（家事援助サービス）	犯罪被害を受けたことにより、家事を行うことが困難になった犯罪被害者等を支援するため、次の家事援助サービスを利用した際の費用を助成する。 ア 調理、洗濯、掃除、買い物などの家事 イ 乳幼児及び小学校に修学中の児童の保育 ウ 通院時の付き添い	次のア又はイのいずれかにあてはまる者 ア 犯罪被害により死亡した被害者と当該犯罪行為の時点において同居していた同一世帯の遺族 イ 傷害支援金若しくは性犯罪被害支援金の支給対象者である被害者本人及び同居する同一世帯の家族	家事援助サービスを業とする事業者又は犯罪被害者等支援団体により実施されるものに限る、1日あたり2時間を1回の利用上限とし、利用開始日から1年以内に、12回までの利用を上限とする。 1時間あたり2,000円を上限に助成する。
日常生活支援助成（配食サービス）	犯罪被害を受けたことにより、調理等食事の世話が困難になった犯罪被害者等を支援するため、配食サービスを利用した際の費用を助成する。	次のア又はイのいずれかにあてはまる者 ア 犯罪被害により死亡した被害者と当該犯罪行為の時点において同居していた同一世帯の遺族 イ 傷害支援金若しくは性犯罪被害支援金の支給対象者である被害者本人及び同居する同一世帯の家族	配食サービスを業とする事業者により実施されるもの限り、1人あたり1日1食1,000円、50日分を上限とする。同一世帯で複数人が利用する場合は、1世帯あたり1日1食2,000円、50日分を上限とする。利用開始日から1年以内の利用とする。

			利用開始日から1年以内の利用とする。
一時避難費用助成	犯罪被害を受けたことにより、従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等が、一時的な避難のため宿泊施設を利用する際の費用を助成する。	次のア又はイのいずれかにあてはまる者で、一時的な避難のため宿泊施設の利用が必要（※）と市長が認める者 ア 犯罪被害により死亡した被害者と当該犯罪行為の時点において同居していた同一世帯の遺族 イ 傷害支援金若しくは性犯罪被害支援金の支給対象者である被害者本人及び同居する同一世帯の家族 （※）一時的な宿泊施設の利用が必要な場合 ・従前の住居で、再被害等に遭う恐れがある。 ・従前の住居に犯罪による損壊、汚損等があり居住できない。 ・いわゆるPTSDのため従前の住居に居住できない。	宿泊者が1人の場合は1泊あたり5,000円、複数人の場合は1泊あたり10,000円を上限とし、10泊を上限に助成する。